

第 5 章

歴史的風致形成建造物の指定の方針

5 - 1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

津山における歴史的風致形成建造物は、重点区域において、歴史的風致を形成し維持向上を図る上で必要性が認められるものを指定する。具体的には、城下町津山の歴史が息づく町家・武家屋敷・寺社建築、特に歴史的な価値が認められる近代の建築物を指定するものとする。また、歴史的価値が認められる石垣、門、橋梁、塀などの構造物等も指定の対象とする。なお、市の指定文化財や国の登録有形文化財（建造物）については、特に積極的な指定を検討し、歴史的風致の維持向上に努めるものとする。民間所有の建造物については、所有者等の合意が得られた時点で指定を検討する。

5 - 1 - 1 歴史的風致形成建造物の指定基準

重点区域内における国指定文化財を除く歴史的建造物等で、以下のいずれかに該当するもの。

意匠、形態、技術性がすぐれているもの。

歴史性、地方性、希少性等の観点から保存が必要なもの。

重点区域の歴史的風致向上のために必要なもの。（外観、活動等）

ただし、以下の条件を満たすものとする。

- ・昭和中期頃（築50年以上前）までに建造されたものであること。
- ・所有者、管理者等により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること。

5 - 1 - 2 歴史的風致形成建造物の解除基準

次のうち一つに該当した場合は、歴史的風致形成建造物の指定を解除する。

当該歴史的建造物が重要文化財建造物等に該当するに至った場合、または、滅失、毀損等の理由により、歴史的風致形成建造物の指定の理由を失った場合。
津山市における歴史的風致形成建造物の指定方針を満たさなくなった場合。

5 - 1 - 3 歴史的風致形成建造物の対象

文化財

- ・文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財、同法第132条第1項の規定に基づく登録記念物、及び重要文化的景観による選定及び届出等に関する規則（平成17年文部科学省令第10号）第1条第2項第6号の規定に基づく文化的景観における重要な構成要素。
- ・岡山県文化財保護条例（昭和50年条例第64号）第4条第1項の規定に基づく県重要指定文化財及び同条例第31条第1項の規定に基づく県指定史跡名勝天然記念物。
- ・津山市文化財保護条例（昭和30年条例第12号）第3条第1項の規定に基づく市指定重要文化財。

・岡山県近代化遺産

概ね幕末期から第二次世界大戦終了時にかけて、我が国が近代化を遂げる途上において、近代化手法を用いて建造された産業・交通、土木等にかかわる建築物・土木構造物など（平成 15～16 年度調査実施）。

その他

・景観法に基づく重要景観建造物、景観重要公共施設。

・『津山の町並』に記載されている建築物。

津山市に所在する文化財調査の一環として、近世津山城下町を構成するもののうち、特に武家住宅・町屋（商家）をとりあげたもの。奈良国立文化財研究所が調査。（昭和 56～57 年）

・『津山城東の町並』に記載されている建築物。

城東地区の歴史的町並を保存し、後世に伝えるため、文化庁の補助金による伝統建造物群保存地区調査として、津山市が実施。調査主体は奈良国立文化財研究所（平成元年）

・津山城の遺構（史跡範囲外）等、伝統的な意匠で建築された建造物等で、重点区域の歴史的風致の向上に寄与すると認められたもの。

5 - 2 歴史的風致形成建造物

【名称】宮川門跡石垣 市所有

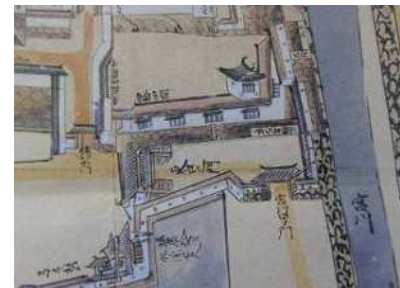
【指定日】平成 22 年 3 月 1 日

【基準等】津山城の遺構（史跡範囲外）、だんじりルート

【住所】津山市山下

【概要等】津山城の外周には堀と土塁がめぐらされ、6箇所（宮川門）の門が設けられたが、宮川門石垣は、宮川門の北側に位置する石垣であり、武士の邸宅の南端の石垣に相当し、東西約 60m の規模であった。

現在は、津山城跡の南側、観光センター等につながる市道に沿った形であり、城下町津山を市民や観光客に伝えている。



【宮川門絵図】



【宮川門石垣】

【名 称】八出天満宮本殿 民間所有

【指定日】平成 23 年 6 月 1 日

【基準等】市指定重要文化財

【位 置】津山市八出

【概要等】寛永 14 年（1637）に森忠政が再建し、森長継の時代に修復。春、秋の祭り等、日常生活の中でも地元で受け継がれており、細部形式は全体に古式を留めている。



【八出天満宮本殿】

【名 称】旧妹尾銀行林田支店 市所有

【指定日】平成 24 年 8 月 1 日

【基準等】市指定重要文化財

【位 置】津山市川崎

【概要等】大正 9 年（1920）に妹尾銀行林田支店として竣工。

昭和 53 年に津山洋学資料館として開館した。

本館は、千鳥破風入り、天然スレート葺の大屋根である。



【旧妹尾銀行林田支店】

5 - 3 歴史的風致形成建造物 指定候補

【名 称】田町武家屋敷長屋門（旧田淵邸長屋門） 市所有

【基準等】城西地区、「津山の町並み」記載

【住 所】津山市田町 93

【概要等】天保 14 年（1843）頃建てられた長屋門は、往時の姿をよく残す。

奈良国立文化財研究所の評価でも、武家屋敷としての様式的な価値が認められており、武家屋敷として貴重なものである。



【旧田淵邸 長屋門】

【名 称】 苅田酒造 民間所有

【基準等】 市指定記念物

【住 所】 津山市勝間田町 17

【概要等】 苅田酒造は、宝暦 8 年（1758）創業の古い歴史を誇る造り酒屋であり、総間口 15 間半に及ぶ屋敷構えは、津山の町並みを彩るあらゆる魅力的な要素を備えており、往時の姿をよく残す。



【苅田酒造】

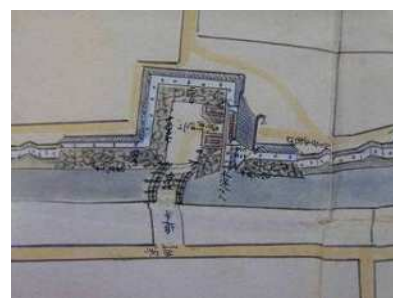
【名 称】 京橋門跡石垣 市・民間所有

【基準等】 市指定記念物（史跡） だんじりルート

【住 所】 津山市大手町

【概要等】 門自体は失われたが、枳形西側の石垣と土塁の一部が残る。津山城の土塁の中で、往時をしのぶことができるのはここだけ。

京橋門周辺の往時の石垣が残るが、隣接して建物があったり、後世の改変が著しく、石垣を元の状態に戻し、隣接する建物を撤去して整備を行う。



【京橋門絵図】



【京橋門石垣】

【名 称】 城東むかし町家（旧梶村家住宅） 市所有

【基準等】 登録有形文化財（建造物）

【位 置】 津山市東新町

【概要等】 江戸時代の有数の商家・旧梶村邸を津山市が整備し一般公開している。

江戸時代末期の建築物の面影を残す主屋、明治初期の居住空間である付属屋、大正時代の洗練された技術や技法を知ることができる座敷、東蔵、洋館等がかつての面影を今に伝えている。



【城東むかし町家】

【名 称】作州民芸館（旧土居銀行本店） 市所有

【基準等】登録有形文化財（建造物）

【位 置】津山市西今町

【概要等】大正9年（1920）に建設された。木造2階建てで、外観は正円アーチと直線で構成されるルネッサンス様式を基本にしながらも、多様なモチーフを用いている。平成5年より作州民芸館として、作州地方の民芸品や郷土玩具といった歴史資料を展示している。



【作州民芸館】

【名 称】知新館（旧平沼騏一郎別邸） 市所有

【基準等】登録有形文化財（建造物）

【位 置】津山市南新座

【概要等】昭和13年、第35代内閣総理大臣平沼騏一郎の古希の祝いに、元の場所に生家を復元した。木造平屋建棧瓦葺で、玄関・台所及び座敷から構成され、南北に配された庭など、中級武士住宅の典型的な形態をとっている。



【知新館】

【名 称】翁橋 市所有

【基準等】登録有形文化財（建造物）

【位 置】津山市西今町

【概要等】津山城下の西部を流れる藺田川に架かる橋で、旧出雲街道にあたる。江戸時代には茅橋あるいは久蔵橋とも呼ばれた。現在の翁橋は、大正15年コンクリート造に架け替えたもので、四隅に位置する大型の欄干親柱に、当時日本に盛行したアールデコのデザインが施されている。



【翁橋】

【名 称】津山郷土博物館（旧津山市庁舎） 市所有

【基準等】登録有形文化財（建造物）

【位 置】津山市山下

【概要等】昭和 4 年の津山市政施行に伴い、津山城跡の南麓に新庁舎として建設された。鉄筋コンクリート造（RC造）地上 3 階、地下 1 階で、津山市内の RC 造の草分け的存在で、昭和初期の典型的な官庁建築の特徴をよく表している。



【津山郷土博物館】

【名 称】城西浪漫館（旧中島病院本館） 市所有

【基準等】登録有形文化財（建造物）

【位 置】津山市田町

【概要等】大正 6 年に建築された木造 2 階建天然スレート葺。全体に優雅なデザインで、バルコニー形式の玄関の柱はコリント式、屋根はドーム型でベル型尖塔があり、大屋根には飾りつきの煙突、棟飾りがある。平成 14 年（2002）に解体の話が出たが、市民から保存の声が出て、保存が決定した建造物。



【城西浪漫館（旧中島病院本館）】

【名 称】J R 津山駅機関車庫・転車台 JR 西日本所有

【基準等】近代化遺産（建造物）

【位 置】津山市大谷

【概要等】昭和 11 年の姫新線の全通に伴い新設されたもので、奥行 22.1m で 17 線あり、現存する全国の扇形機関車庫では 2 番目の規模を誇る。また、県下で唯一現存する機関車庫となっている。車両の方向転換をするための転車台は、昭和 5 年に設置され、現在も使用されている。



【J R 津山駅機関車庫・転車台】

【名 称】森本慶三記念館（旧津山基督教図書館）

民間所有

【基準等】登録有形文化財（建造物）

【位 置】津山市山下

【概要等】大正15年（1926）に、キリスト教文書伝道を目的として内村鑑三の弟子森本慶三により設立された基督教図書館。イオニア式の壁付柱を持ち、ゲートルを設けた入り口の構えや時計付の塔屋、壁面各所の浮き彫り等の特徴を持つ。



【森本慶三記念館】

【名 称】江見写真館 民間所有

【基準等】登録有形文化財（建造物）

【位 置】津山市山下

【概要等】明治初年（1868）に開業した写真館を、昭和4年（1929）現在の地に移転新築した。外観の特徴は立ちの高い2階部分。これは内部の写真撮影場を望ましい光線状態に保つための工夫で、北面の屋根に達する高窓とともに、戦前までの写真館建築の設計をよく残している。



【江見写真館】

【名 称】あけぼの旅館 民間所有

【基準等】登録有形文化財（建造物）

【位 置】津山市戸川町

【概要等】市内に現存する旅館では最も古く、現在の建物は明治初期の建築と考えられる。改変部分はあるものの、明治時代の格式ある旅館の持つ数寄屋風書院造の特徴をよく残している。明治40年8月13日に乃木希典夫婦が宿泊したことが宿帳に記されている。



【あけぼの旅館】